

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2638号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

春の棚田風景(長野県小谷村)



もくじ

随情	政政	活活	活活
想報	策策	動動	動動

山本全国町村会会長が自民党の地方分権改革推進特命委員会で意見	道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会開く	地方六団体代表が税制関連法案の成立で政府・与党幹部と会談	自治体の市場化テストで報告書	内閣府	新たな外国人台帳制度の検討が本格化	町村 Navi	郷土料理の岩窟王「しもつかれ」	栃木県町村会会長	高根沢町長	高橋	克法
.....
(15)	(13)	(11)	(8)	(7)	(4)	(2)					

閑話題

真の健康とは

筑波大学名誉教授 村上 和雄

健康とは何であろうか。健康の定義をめぐっては、世界的に新しい動きが起きている。WHO(世界保健機構)の健康の定義は次のようなものである。

「健康とは、単に病気でない状態を意味するのではなく、完全な肉体的、精神的、社会的に健康な状態である。」この従来の健康の定義に加えて、スピリチュアルという言葉を追加することは是非をめぐって、半世紀も前から議論が続いている。

そもそもスピリチュアルなものとは、単なる心ではなく、心と体をつなぐ人間存在にとつて核となるものを指しており、日本では古来から「霊」や「魂」、あるいは「靈魂」と呼ばれてきたものではないかと私は考える。人間は、肉体と心とスピリチュアルな存在の三つの要素から成り立っているのではないかと考えている。

一般に、私たちは自分の身体を自分のものだと思っている。しかし、物質レベルで見たとき果たしてそんなのだろうか。私たちの身体は、酸素、炭素、水素、

窒素などの元素から成り立っている。これらの元素は、すべて地球上の元素からきている。

つまり、地球上の元素を無機物の形で植物が摂取し、その植物を草食動物が食べる。そして、私たち人間は、その動物や植物を食べて生命を維持している。したがって、私たちの身体を構成する元素は、元をたどれば、すべて地球に由来するというわけだ。

そうすると、私たち人間の身体は、地球から「借りている」と言えなくもない。借り物である証拠に、私たちの身体は、一定期間は地球上で使うことができるが、やがて消滅して物質となり、地球や宇宙に還元せざるをえない。

このように考えると、物質レベルでは、私たちの身体の貸し主は地球ということになる。それでは借り主は誰か。それが、それぞれの人のスピリチュアルな存在ではないか。

私たちが真に健康に生きるためには、スピリチュアルの問題を含めた深い感性が必要であると思う。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部



意見を述べる山本全国町村会長

自民党の「地方分権改革推進特命委員会」(委員長:山口俊一衆議院議員)は、4月18日、全国町村会(会長:山本文男福岡県添田町長)など地方六団体代表からヒアリングを行った。本会からは山本会長が出席し、意見を述べた。

山本会長は、地方分権の名の下に道州制の議論が進んでいることについて、「道州制実施のために、人口10万人単位で合併をして、寄せ集めの基礎自治体をつくるのが真の分権改革に結びつくとは思えない」と述べ、道州制ありきの議論に対する懸念を示した。地方分権の推進については、地方の意見を十分に聞くことの重要性を指摘し、地方と国が協議をする場の設置を強く求めた。また市町村合併については、「今回の合併によって町村数は40%に減ったが、合併の効果を誰も話さない。合併して本当に地域住民が喜んでいるのか、公表してほしい」と述べ、合併検証の必要性を訴えた。

山本会長の意見に対し、山口委員長は協議機関の設置と合併検証の必要性を認めた上で、党として今後検討していきたいと回答した。

山本会長の発言要旨は次頁のとおり。

山本全国町村会長が 自民党の地方分権改革推進特命委員会で意見 道州制を前提とした分権推進に懸念

活 動



山本会長発言要旨

地方分権の議論が始まってからかれこれ12、3年が経ったが、改革は一向に進んでいない。分権改革は地方自治を前進させるための正しい一つの方法であろう。しかし町村は、それぞれ地形が異なり、文化、風習も違う。これらの異なった村(地域)が少しずつ規模を拡大し、町になり市になってきたという経緯がある。その違いを無視し、画一的な基礎自治体をつくるために地方分権を進めるのでは、町村は本当の意味で分権の担い手にはなれない。町村に力がついて、分権を担っていけるような方策を考えていただかないと、私どもにとって分権は受け入れ難いのではないか。

一方で地方分権という名を借りて道州制を実施しようという議論がなされている。いま道州制を何故やる必要があるのか、問うてみたい。47の都道府県が統合されても、格別な効果があるとは思えない。

そして道州制を実施するために、町村はさらに合併をするようにいわれている。それも人口10万人単位でひとつになるように合併せよ、ということである。町村というものは先ほど申し上げたとおり、歴史も文化

も異なり、それぞれの地域の違いがあるからひとつにならずにやってきたのである。いまの町村はその延長にあり、いまだそれを乗り越えていくだけの状況下にはない。道州制を実施するために、このような地域特性や歴史的背景を破壊していくのであれば、我々町村はますます身動きがとれなくなる。町村側にとって地方分権を推進することよって本当の力がついて、道州制に移行できる時期まで待つていただくことが大切であり、道州制ありきの議論は止めていただきたい。

10万人単位で合併するということは、町村をなくしてしまうことにはかならない。しかし寄せ集めの基礎自治体をつくって、真の分権改革が実現するのか、私は疑問を持たざるを得ない。町村を構成している背景がそれぞれ異なり、そのことを無視して規模のみを拡大し、道州制に結びつけることは正しいやり方であるとは思えない。この点を十分に考えていただくようお願いしたい。

私は基本的に地方分権を進めることに反対ではないが、その中身を十分に検討した上で、町村にも受け入れられるような形式の議論を望むものである。そうでなければ効果的な分権改革が実現するとは思えない。

地方分権という大きな改革を進めようとしているのに、我々地方の意見を聞く機会をなかなかつくっていない。今回のようなわずかな機会に各団体の代表の意見を聞いただけで、委員会の方々は地方の実情を本当に分かっていただけなのであるか。これからは地方と協議をする機関をつくって、そこで分権の中身についての具体的な議論を行っていくことが必要である。本当に地方に移して良いものを見極めていくことが大事ではないか。そうしなければ本当の意味での分権改革は成功しないと思う。

国家権力で一方的に分権の仕組みをつくって移譲する事務事業を決めたとしても、体力のある県や大都市は対応できるかもしれないが、我が国には中小の市町村がたくさんあるということをお忘れのないようお願いしたい。また、それならば合併すれば良いではないか、という話は理不尽である。

町村合併を進めて町村の数は合併前の40%位になってしまった。しかし合併の効果については、だれも発表していない。合併して本当にみんなが喜んでいるのだろうか、そのことを公表して頂きたい。

道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会開く **地方六団体**



全国町村会など地方六団体は、4月18日、東京・千代田区の憲政記念館で「道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会」を開催した。今回の大会は、今年3月末で失効した道路特定財源の暫定税率の早急な回復と住民生活の安定のために欠かせない地方財政関連法案の早期成立、地方の歳入欠陥に対する国による補填措置の実現等を目指し、地方六団体が一致団結し政府・国会、国民一般に広く働きかけ、理解を求めることを目的に開催したもの。大会には全国の都道府県知事、都道府県議会議長、市長、市議会議長、町村長、町村議会議長及び関係者約500名が参加した。

大会では、来賓として出席した町村信孝内閣官房長官、増田寛也総務大臣、平井たくや国土交通副大臣、伊吹文明自由民主党幹事長、北側一雄公明党幹事長が暫定税率の回復と地方の歳入欠陥に対する国による適切な財源措置を約束したほか、国会議員100名あまりが臨席した。

また来賓挨拶に続き、道路暫定税率の失効に伴う地方の現状について、住民、市町村及び都道府県を代表して、桑野和泉大分県由布院「玉の湯」社長、荒木泰臣全国町村会財政部会長（熊本県嘉島町長）、古田 肇岐阜県知事が報告を行った。

この中で、荒木財政部会長は、道路特定財源の暫定税率分が廃止され地方の予算が歳入欠陥の状況に陥っているにもかかわらず、何ら具体策が示されないことに対して、「怒りさえ覚える」と発言。計画的に行ってきた道路整備を遅らせることで住民の死活問題に直結すると指摘した。さらに、市町村が安心して必要な道路整備に取り組みよう、「暫定税率と地方道路整備臨時交付金制度の復活が是非とも必要である」と結んだ。

最後に、早急な暫定税率の回復、財政関連法案の成立、また道路財源の改革について、地方財源の充実強化を図りつつ、4月11日の「政府・与党決定」実現を目指し、与野党間で協議を進めることなどを満場一致で決議し、大会を閉会した。

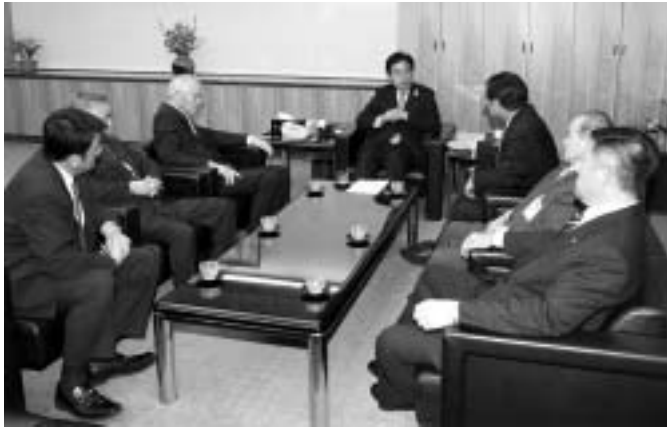
大会終了後には、山本文男全国町村会会長（福岡県添田町長）はじめ地方六団体代表が福田康夫総理大臣、増田寛也総務大臣、冬柴鐵三国土交通大臣などに要請活動を行ったほか、出席した首長や議員が、地元選出の国会議員などに対し実行運動を展開した。

福田総理大臣との懇談の中で、山本会長は道路特定財源の暫定税率分は「町村でも大変な額」に上り予算に様々な影響を与えたとし、総理の決断で再可決をすべきだと述べた。

活 動

道路暫定税率の回復と
住民生活の安定を求める緊急決議

我々はこれまで、道路特定財源の暫定税率が廃止となった場合、必要不可欠な道路整備が実施できなくなるだけでなく、地方財政も直ちに立ちゆかなくなり、国民の経済活動も混乱に陥ることから、その維持のための法案の年度内成立に向け、参議院をはじめ関係方面に国会審議の促進を訴えてきた。それにもかかわらず、関連法案が参議院で審議さえさ



増田総務大臣

れぬまま、3月末をもって暫定税率が失効したことは誠に遺憾である。

しかも、今回の税制関連法案には、道路特定財源のみならず、国民の生活や経済活動を支える様々な国税・地方税の特例措置、さらには地方税の偏在是正措置が含まれている。また、

地方が期待する地方再生対策費を含む地方交付税法案も未成立となっている。

各自治体では、混乱を最小限に留めるための対策に追われるとともに、平成20年度予算執行の一部留保などの措置を余儀なくされている。

このままの事態が長引けば、地方の歳入欠陥は巨額なものとなり、影響は道路関連予算に留まらず、福祉



福田総理に要請を行う山本全国町村会長(左端)

や教育などの行政サービスの低下など住民生活への深刻な影響が危惧される。

住民生活や地方財政等への影響を最小限に留めるためにも、政府・国会におかれては、国民生活の安全・安心の確保を最前線で預かっていく我々地方の声を傾けつつ、次の事項を一刻も早く実現することを強く求める。

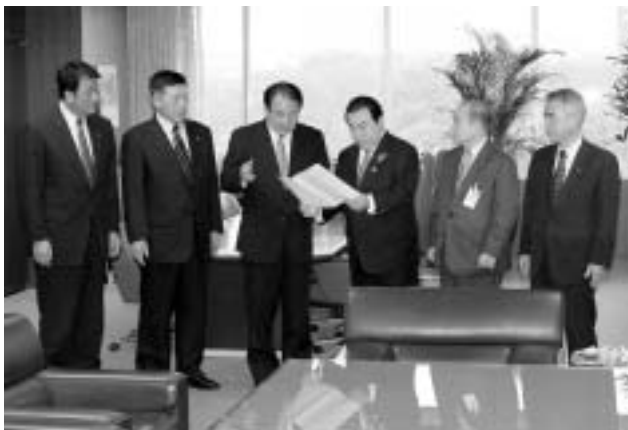
1 参議院における審議を促進し、早急に暫定税率を回復させるとともに、税財関連法案を成立させること。

2 参議院が法案を否決した場合又は採決しない場合には、憲法に定められた規定に従い、衆議院は早急に再議決を行い、法案を成立させること。

3 道路財源の改革については、先

の総理大臣提案に基づく4月11日の政府・与党決定を実現すべく、与野党間で協議を進めること。その際は、地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的な状況、さらには、地方では道路予算の約6割を一般財源と借入金によって賄っている実態等に十分配慮し、地方財源の充実強化を図ること。

4 今般の暫定税率の失効等に伴う地方の歳入欠陥に対しては、国の責任において適切な補填措置を確実に講じること。



冬柴国土交通大臣

全国町村会

荒木財政部会長(熊本県嘉島町長)報告要旨

我が町は熊本市の南に隣接している。地理的には恵まれているが、きわめて財政的に厳しい状況にある。そうした中、基礎的な住民サービスを何とか維持するため、特に平成15年度以降は聖域なく、全ての事務事業を見直してきた。組織の見直し、職員削減はもちろん、議員数削減まで踏み込み、あらゆる行政改革に取り組んできた。平成20年度の予算編成にあたっては人件費の削減、各種団体の運営補助金削減など大胆な歳出カットを行った。

一方、歳入については施設利用料を引き上げるなど町民に負担を求めるとともに、国の予算案や地方財政計画を信頼し、確実と思われる歳入を最大限見込み、何とか編成をし、議会で議決を得ることができた。

道路特定財源の暫定税率については、国会の大きな争点となることは承知していたが、立ち後れている地方道路の実態から、当然維持されるものと確信をし、これを前提に予算編成を行ったところである。衆参両院議長のあっせんにより年度内に一

定の結論を得るとされた与野党協議が、一向に進展せず、暫定税率が失効したことに対して非常に失望している。政府・国会を全面的に信頼し編成した地方の予算が、歳入欠陥の状況に陥っているにもかかわらず、「地方に迷惑をかけない」「適切な補



地方道路の現状を訴える荒木財政部会長

填措置を講ずる」といった抽象的な言葉が繰り返されるのみで、全く具体策が示されないことに対して怒りさえ感じる。このことは、地域の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するために、計画的かつ着実に進めてきた道路整備を遅らせることとなり、住民の死活問題に直結する。

例えば隣接する町では、スクールパスの通る2・2キロメートルの道路

改良工事を行っていたが、49メートルの橋だけ残っている。しかし暫定税率と地方道路整備臨時交付金制度の失効に伴い、工事が発注できず、バスは狭くて危険な道を通り続けなければならない。また、地方の多くの市町村では高齢化が進んでおり、救急病院まで2時間強を要する地域もあつて、道路整備が遅れると住民の生命

の危険な状況が続くことになる。

地方においては、地域に密着した道路整備が必要であり、そのための財源となる歳入の確保は政府・国会の責務であると考え。今回の地方公共団体における歳入欠陥は、暫定税率失効が今年度いっぱい続けば熊本県内の7割の市町村では道路の維持管理の費用に窮することになる。さらには5割の市町村では借金の返済さえできなくなる。

また、多くの市町村道路の整備が地方道路整備臨時交付金制度により行われてきた。この制度の失効により、市町村道の整備が滞っている。したがって、暫定税率と臨時交付金制度の復活が是非とも必要である。早急に真摯な与野党協議を進め、財政余力のない市町村が安心して必要な道路整備に取り組めるよう、強く求め、私の意見としたい。

新刊紹介

実践まちづくり読本
自立の心・協働の仕掛け

大森 彌・山下 茂・後藤春彦・小田切徳美・内海麻利・大杉 寛・共著

公職研・刊 本文392頁
2000円(税別)

本書は、全国の自治体に地域の核となる人材を輩出している「全国地域リーダー養成塾」(財団法人地域活性化センター)における現役の6名の指導陣の執筆によるもの。

内容は、「新たな適応を迫られる地域と自治体」(大森)、「地方分権の推進・地域発自治創造への挑戦」(大杉)、「協働自治の地域ガバナンスへの取り組み・実践的地域経営を求めて」(山下)、「地域の再生と景観デザイン」(後藤)、「まちづくり制度に見る住民参加の新しいかたち」(内海)、「農山漁村地域再生の課題」(小田切)の各章に分かれ、自治体行政学から自治体経営(運営)、都市政策や農山漁村の課題に至るまで、全国に共通する「まちづくり」のテーマをカバーしている。

まちづくり研究の最新成果が盛り込まれた緻密な文章は、努めて平易に書かれていて読み易い。しかし、高度な背景知識を問う内容も含まれており、若手からベテラン職員、首長、議員などが、まちづくりを担う者としての知見や心構えを基礎から学んだり、あるいは応用力を養う絶好の書となるだろう。現在のまちづくりの基本書とも言える一冊。

活 動

福田総理大臣



町村官房長官



増田総務大臣



地方六団体代表が 税制関連法案の成立で政府・与党幹部と会談

山本全国町村会長（福岡県添田町長）など地方六団体の代表は、5月1日、道路財源の暫定税率を含む改正租税特別措置法などの税制関連法案が4月30日の衆議院本会議で再可決、成立しガソリン税の暫定税率が復活したことを受け、福田総理大臣をはじめ政府・与党の幹部とそれぞれ会談を行った。

税制関連法案については、2月末に衆議院を通過したものの、参議院で議決が行われないうまま4月1日にガソリン税の暫定税率が失効、これに伴い地方自治体で約9、000億円の歳入欠陥が生じており、地方六団体は4月18日に道路暫定税率の回復で緊急大会を開催するなど、住民生活の安定のために欠かせない税財

政関連法案の早期成立による暫定税率の回復及び地方の歳入欠陥に対する国による補填措置の実現等を要請していた。

これを受けて政府・与党は4月30日の衆議院本会議にて憲法59条の規定に基づき、ガソリン税の暫定税率の復活などを含む税制関連法案を衆議院で3分の2以上の多数で再可決、成立させ、同法を即日公布するとともに、4月1日に失効した暫定税率を5月1日から施行する政令を臨時閣議で決定した。

これを踏まえ、地方六団体は5月1日、福田康夫内閣総理大臣、町村信孝内閣官房長官、増田寛也総務大臣、伊吹文明自由民主党幹事長、谷垣禎一自由民主党政調会長、大島理森自由民主党国会対策委員長、太田昭宏公明党代表、北側一雄公明党幹事長らに対し、税制関連法案が成立したことにより歳入欠陥の拡大に歯止めがかげられたこと、地方再生対策費の創設等を盛り込んだ地方交付税法が成立したことに謝意を表するとともに、今般の暫定税率の失効等に伴い発生した地方の歳入欠陥に対しては、速やかに国の責任において適切な補填措置を講じることなどを求めた。

政策解説

内閣府

自治体の市場化テストで報告書

モニタリングや官民入札の留意点提示

内閣府はこのほど、地方自治体が「市場化テスト」を導入する際の留意点を整理した調査報告書をまとめた。自治体の市場化テスト導入が円滑に進むよう有識者と先進自治体で構成する研究会を設置。導入の共通課題を整理・検討していた。和歌山県や岡山県、岩手県奥州市など自治体の先進事例を類型ごとに整理し、その概要を紹介。その上で「モニタ

リング」など4つの実務的課題を抽出して留意点を示した。行政改革の要請が高まる中、民間委託の一手法として検討する際の一助になりそうだ。なお、町村ではこれまで実施事例がなかったが、長野県南牧村が市場化テスト法に基づく住民票の写しの交付など「特定公共サービス」について全国で初めて実施することになった。

●他手法との相違点整理

報告書は、自治体の市場化テストに関する整理。市場化テストの取り組み状況の把握。市場化テストの実務的課題。官民競争入札についてなどで構成。「市場化テストに関する整理」では、市場化テストの理念と意義を解説。諸外国の取組み事例を紹介し、中でも政権8年間で累計4億2千万ドルの財政負担を軽減したアメリカ合衆国インディアナポリスのゴールドスミス市長の取組みを詳しく紹介した。

また、自治体の市場化テストについて、公共サービス改革法（市場化テスト法）の特例が必要な公共サービスを市場化テストにかける場合には同法により官民競争入札等を実施する必要があるが、それ以外の公共サービスは地方自治法等に基づき条例が規則に手続を規定することで実施できると改めて説明した。

さらに、自治体の民間委託やPFIの取組みを紹介し、これらの手法と市場化テストの相違点を一覧化。これに関し、「ある分野についてどの手法を活用することが効果的かについて検討することは今後の課題」だとした。

●先進事例を類型化

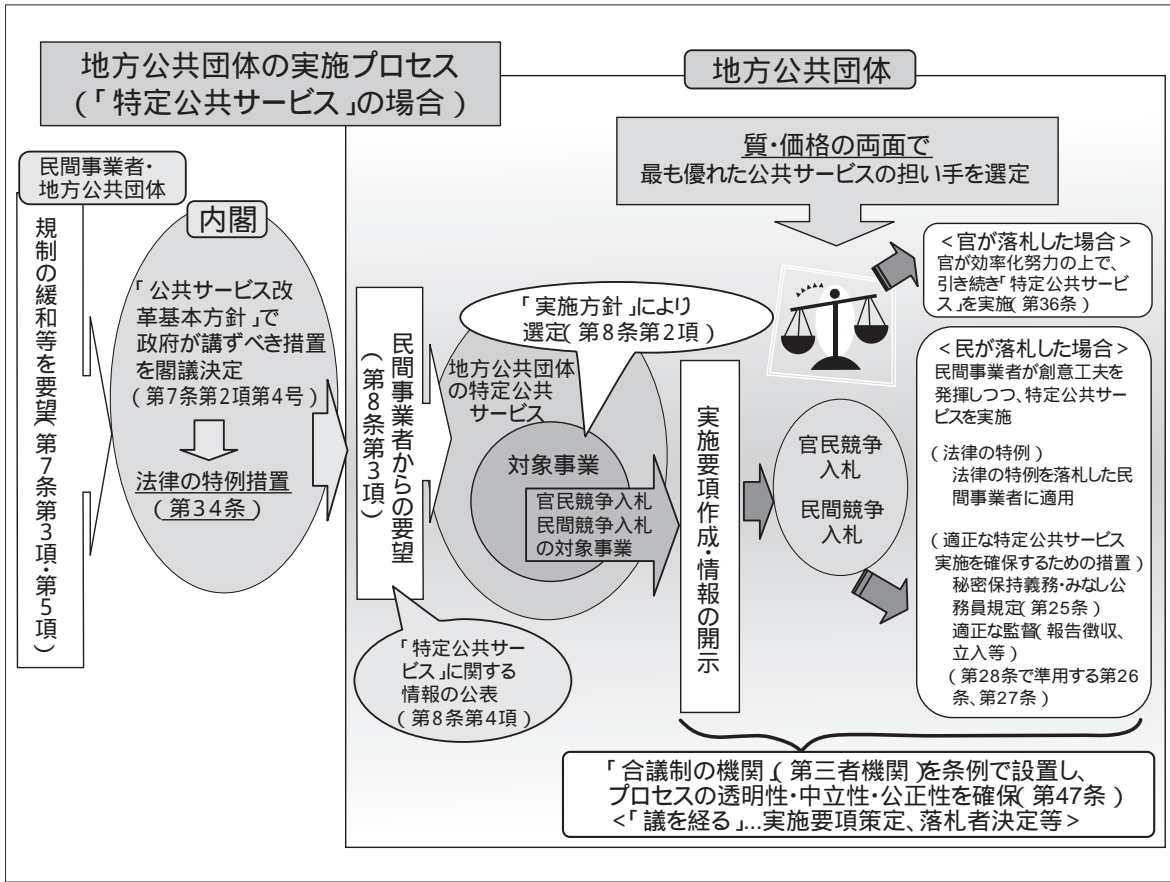
その上で、自治体の今年3月までの市場化テストの事例を四類型に分類。公共サービス改革法に基づく市場化テストの実施事例は「現段階ではない」とし、同法の手続に準じ官民競争型市場化テストを実施している事例として、東京都都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務（愛知県（旅券センター）旅券申請窓口等）、和歌山県県庁南別館管理運営業務（岡山県職員公舎等管理業務）、岩手県奥州市水道止水栓開閉業務（岡山県倉敷市車両維持管理業務）を位置づけた。

さらに、同法に示す手続を参考に民間提案型市場化テストを実施している事例として北海道（農業試験場における農業技能業務）などを、また、ガイドライン等を策定している事例として、東京都足立区 横浜市 岐阜県多治見市 を整理。これらの概要をそれぞれ紹介した。

例えば愛知県の旅券業務は総合評価一般競争入札（加算方式）で㈱ジェイコムが4100万円で落札。和歌山県の県庁南別館管理運営業務も総合評価一般競争入札（加算方式）でクリーン・ケイエヌ・東和グループが1億3125万円で落札した。ま

政 策

公共サービス改革法による官民競争入札等実施プロセス



出典:内閣府 公共サービス改革推進室作成

その上で、自治体に共通する実務的課題として、対象事業の選定、公共サービスの質の設定と評価、官のコストモニタリングの4点を抽出し留意点を提示。「対象事業の選定」では、先進事例の手法を提示しメリット・デメリットを指摘した。

具体的には、「全事務事業を棚卸しの上、廃止、官民競争入札、民間競争入札を決定(具体例)倉敷市、多治見市)を挙げ、メリットに行政改革として全事業を対象にするため効果が大いことを、デメリットに事務量が多いことを指摘。また、「自治体が特定の公共サービスを選定する方法(具体例)和歌山県)では、メリットに事務量の少なさ、デメリットに「一方的との批判を受けやすい」を挙げた。さらに、棚卸しの手法の作業を前提に民間企業からの提案で検討する方法(具体例)愛知県)については、メリットに官民協働手法を取り入れることが

最後に、「モニタリング」ではその重要性を強調し、留意点をチェック事項を列挙する形で整理。具体的には、モニタリング情報を事前に開示しているか、モニタリングチェックの主体は明確になっているか、発注者としての官側のモニタリング体制は確保されているか、モニタリン

「官のコスト」では、対象公共サービスの官民間の情報非対称性をできるだけ事前に取り除くよう努めるべきだと指摘。官のコストの留意点として、公平・公正なコストの算定、情報開示などを提示。さらに、コストの開示における人件費の範囲は対象事務・事業に直接従事する職員の人件費とした。また、入札における官の入札額を算定するためのコスト算定での人件費の算定については、実際に配置が予定される人員の人件費を計上するとした。

可能となることを提示した。一方、「質の設定と評価」については、「実施要項」でサービスの質を事前にわかりやすい形で示すことが望ましいと指摘。「質の設定作業」のフロー図を示したほか、自治体の質の設定例を紹介。愛知県は旅券業務で、申請書あたりの平均処理時間を5分、誤審査率を月間2%以内とした。

た、足立区は、同法に基づく特定公共サービスの窓口六業務について市場化テストするため2006年9月議

率化につながらるかを再検討するため

実施を見送ったことを紹介している。

実務的課題で留意点

自治体サービスの民間開放・民間活力導入手法と「市場化テスト」の比較

手法	市場化対象の決定	委託、発注方法、契約のあり方		規制改革の有無	官民競争の有無
		委託等のあり方	発注方法 契約のあり方		
業務委託	自治体	一部業務	仕様発注/価格評価 単年度契約	なし	なし
包括的民間委託	自治体	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	なし	なし
一括型民間委託	自治体	多種業務一括	仕様発注/価格評価 単/複数年度契約	なし	なし
指定管理者制度	自治体	施設管理運営 業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度協定	制度自体の導入	財団等との競争
PFI	自治体、 民間提案	施設等包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	行政財産貸付等	あり(注)
市場化テスト (官民競争入札等)	自治体、 民間提案	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	あり	あり

(注)PSCと民間とのコスト比較

出典:関西学院大学 稲澤克祐教授作成資料より(一部加筆)

報告書はまた、「官民競争入札」についても先進事例から留意点を提示。守秘義務への対応について民間事業者へ公務員と同等の守秘義務を課す必要があると指摘。「対応例」として、「再委託の

●官民入札の留意点も

このほか報告書は、総合評価落札方式での質と価格の配点割合の設定等も事例を中心に整理。東京都は加算方式をとり、価格点を400点、技術点を600点と配分した。

また、官民情報格差の是正について、入札前には是正する必要があると指摘。対応例では検討中の事項も可能な限り情報公開を行うとともに、落札者決定基準の公表も行ったことを挙げた。併せて、入札、審査、結果の公表過程で競争に参加した民間事業者が公正に取り扱われるための配慮が必要と指摘。対応例では、入札手続き中は事業者名はすべて非公表としたことを提示した。

●南牧村が法に基づくと市場化テスト

なお、報告書のとりまとめ段階では、市場化テスト法で特例が適用される住民票の写しなど窓口六業務(特定公共サービス)を市場化テストにかけた事例も、町村が市場化テストを実施した事例もなかったが、長野県南牧村が村で唯一の出張所における特定六業務を含む窓口業務を市場化テストにかけると実施方針を策定。今回は民間競争入札だが、5月12日に、公共サービス改革審議会を開き、落札業者を決定する予定だ。

職員のための共済制度

- 住宅火災共済■
わずか60円(年額)の掛金で10万円を補償します。
- 自動車共済■
普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

(自治日報記者 内川正浩)

グ状況の公表方法が定められているか
モニタリングを改善していくか
モ
めの方策が盛り込まれているか

二タリングによって問題が確認された場合の対応手順が定められているか
実施要項策定段階でモニタリングの具体的な内容や手法が示されているか
などを示した。

禁止を義務付けるとともに、情報漏洩時に個人情報保護条例等の罰則を適用」のほか、住民基本台帳ネットワークの取扱いは引き続き県職員が操作し委託業務の範囲から切り離したことを提示した。

勝った場合の事業期間終了後の再度の官民競争の検討の是非や、民が勝った場合の債務負担行為の設定方法などを指摘した。

政 策

新たな外国人台帳制度の検討が本格化

総務省と法務省が実務者懇談会の初会合

政府は新たな外国人台帳制度を創設するため有識者による議論を開始した。現在、外国人の在留情報は国と市町村で二重に把握・管理しているが、政府はこれを国に一元化する方針。それに併せ、全市町村が在留外国人情報を正確に把握するための外国人台帳制度を整備することにした。3月末には総務省と法務省が制度の「基本構想」を公表。これを基に検討を深める実務者会議が初会合を開き、今年の夏から秋までに報告書をまとめる。両省はこれを受けて来年の通常国会に法案を提出する方針だ。

◆ 新在留管理制度を提言

政府の規制改革・民間開放推進会議(現・規制改革会議)が2006年の答申で、在留外国人の入国後のチエック体制の強化等を09年の通常国会までに法案提出するよう要請。これを受け法務省の「出入国管理政策懇談会」の「在留管理専門部会」が検討開始。今年の3月に新たな在留管理制度の提言(報告書)をまとめた。

その中では、現行の在留管理制度の問題点について、外国人の転職や転校などを法務大臣に報告する義務がない、法務大臣に市町村長からの外国人登録報告に関して調査権限がない、外国人登録について市町村長に登録後の調査権がない、外国人登録で市町村長が職権で変更登録できない、などを指摘。また、外国人在留情報を入管法と外国人登録法それぞれにより二重に把握・管理している問題も指摘した。

その上で、新たな在留管理制度を提言。外国人登録制度を抜本的に見直し、法務大臣が在留外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築するとした。一方で、現在外国人登録事務を処理している市町村には外国人住民の正確な記録を整備することが欠かせないと指摘。「規制改革推進3か年計画」(2007年閣議決定)が住民基本台帳制度を参考とした適法な在留外国人台帳制度の必要性を指摘していることに触れ、法務大臣は市町村に必要な情報を提供することで台帳制度の整備・運用に協力するとした。



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務 [わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎ 0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつながりましたら 送信 を押してください。)



私たちは資産を守るパートナーです。

金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちがお客様さまのパートナーとして、世代を超えて、お付き合いさせていただいております。まずは、お気軽にご相談ください。皆さまからの電話や来店を、心よりお待ちしております。

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。 インフォメーションデスク 0120-897-117

信託時代の、住友信託銀行

政 策

方針だ。

◆新台帳制度で「基本構想」

これに関し、「規制改革推進3か年計画(改定)」「08年閣議決定」に総務省と法務省が07年度中に新台帳の基本構想を作成することが盛り込まれ、両省が3月、同構想を公表した。

その中では、新在留管理制度に対応しすべての市町村が在留外国人の正確な情報を把握し住民行政の基礎とするための適法な在留外国人の台帳制度を整備するとした。

対象外国人については、市町村の住民であつて適法に在留する外国人とした。具体的には、在留カードの交付対象となる外国人と特別永住者とした。

台帳の記載事項は氏名、住所、世帯等に係る必要な情報とした。さらに、混合世帯の確かな把握のあり方 開示のあり方 などを検討。また、国民健康保険や介護保険、国民年金など生活に身近な行政分野で台帳を活用するとともに、市町村への届出の簡素化も検討するとした。その上で、これらを通じ、外国人に基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指すとした。また、台帳情報の正確性を確保するため、転入届と転出届を制度化。

さらに、市町村長による職権記載調査権等を制度化するとした。併せて、法務大臣から市町村への情報提供を迅速かつ的確に行い、さらに、市町村間での外国人情報のやり取りを電子的に行う方策も検討するとした。

◆懇談会が秋までに報告書

このほか、制度の円滑な運営のための国による必要な財政措置を検討することも盛り込んだ。両省はこれをもとに議論を深める外国人台帳懇談会を設置。4月に初会合を開いた。委員は有識者と自治体職員計10名。座長には藤原静雄筑波大学大学院教授が就任した。なお、全国知事会など執行三団体がオブザーバーとなった。

初会合では両省が現行の在留管理や住民基本台帳の制度と併せ、「基本構想」を説明。委員からは台帳情報の正確性の観点からの国と市町村の情報交換の重要性が指摘された。懇談会は今後毎月1〜2回のペースで「基本構想」で示された検討事項を詰め、夏から秋までに報告書をまとめる。全市町村に関係する新台帳制度の今後の議論の行方を町村も注視する必要があるとされた。

(自治日報記者 内川正浩)

平成二十年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集
地域活性化などに取り組む住民集団の多数応募を

同賞は個性豊かで、活力のあるコミュニティ(地域社会)づくり・くらしづくり・ひとつづくり活動に取り組んでいる、「住民集団」、「企業」の優れた活動を全国から募集し、顕彰するとともに、地域づくり活動等の普及、促進を目指しています。

○主催 (財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK。

○後援(申請中) 全国町村会、全国知事会、全国市長会、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本商工会議所、全国商工会連合会、(社)日本青年会議所、(財)長寿社会開発センター、(財)こども未来財団、(財)日本宝くじ協会。

○応募対象となる活動内容 子育て支援、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、生活環境の改善、高齢化問題・福祉問題の取り組み、青少年の健全育成、外国人との共生活動など、住み良い地域づくりにふさわしい活動。

○応募対象となる活動部門 住民活動分野の「子育て支援活動」、「まち・くらしづくり活動」の2部門と「企業の地域社会貢献活動分野・部門」の3部門です。

○応募方法 活動記録を四千字程度にまとめ、(財)あしたの日本を創る協会または都道府県新生活運動等協議会へお送りください。応募締め切りは7月22日(火)です。

TEL 03 3251 6681 FAX 03 3251 6682 URL http://www.ashita.or.jp/ E-mail ashita@ashita.or.jp

情 報



島根県 福三
住基カードを3年間
無料交付

町は4月から3年間に限り、住民基本台帳カードの無料交付を開始した。これまで発行手数料500円で交付していたが、総務省の新たな財政支援措置を受け無料化。住民サービスの向上と行政事務の効率化が狙い。

住民票交付手続を厳格化する法律が5月から施行されるが町では4月に前倒し。このため、免許証がない人などに住基カードを本人確認に使ってもらいやすくする狙いもある。

今年3月までの発行枚数は通算で141枚だったが、4月から同月17日までで既に27枚を交付した。

併せて、カードに載せる顔写真の無料撮影も行う。交付は無料だが顔写真を自己負担で求めている人がたみが薄れるため。なお、無料交付期間中に取得した人でも再交付には500円の手数料がかかる。

総務省は今年1月、無料化する団体に對し、2008年度から3年間に限りカード1枚当たりの特別交付税額を500円上積みすると通知。積極的に取り組

長野県 長野南
図書館を世代間交流
施設に改築

むよう求めていた。

村は昨年度から、村立図書館を世代間交流施設として整備するため増改築工事を行っている。高齢者が子供たちに読み聞かせできるスペースなどを新設し、「生きがいの場」を提供することなどが狙い。

同図書館では、これまでも読み聞かせや、老人クラブなどによる読書会が盛んに行われていたが、既存の館内では十分な活動スペースが確保できなかったため、増築することにした。

具体的には、フローリング張りや机やイスを置く「読み聞かせコーナー」や、座って絵本を広げられる「伝承コーナー」などを設置。高齢者が子供の成長に関わることで生きがいを得られる場を提供するとともに、来館者が読書を通じて交流し、人と人とのつながりを大切にできるような施設にする。

工事予算は約3700万円。108mを増築する。工事期間は約5カ月で6月2日から7月下旬までは休館する。

井岡山 福若
「あかちゃん基金」で
寄付募集

町は今年度から「あかちゃん基金」を創設、町の子育て支援事業へ町内外からの寄付の募金をはじめた。

若狭町は、三方町と上中町が合併して05年3月に誕生したが、出生数の微減が続くなど少子化に歯止めがかからない。このため、昨年、少子化子育て支援プランを作成。今年度から、妊婦健診助成事業を5回から14回に増やし、不妊治療費助成も10万円から20万円に、出産祝い金も第3子以降を20万円にそれぞれ増額。さらに、子ども医療費助成を満6歳から満12歳まで、第3子以降保育料無料事業も3歳未満を卒業(終了)にまで拡充した。

これら子育て支援施策で、町の財政負担は約4、200万円増加。このため、町民全体で子育て支援策を支えようと「あかちゃん基金」を創設した。公民館やコンビニ、焼き肉店など20カ所に「あかちゃん募金箱」を設置。町民や各種団体、企業からの寄付金は、子育て支援事業の財源に充てる。

山形県 和歌山北
「ログ構築商品の収入
が村の財源に

村が運営するログをベースにしたポータルログ構築ASP「マックスブログ」の販売が始まった。販売料金の一部が村の収入になる。

販売するのは株式会社スライム(和歌山県田辺市)。村は同社と共同で2007年6月からポータルログサイト「村ぶろ」を運営開始。開始から1年で人口

(510人)の10倍以上の7000名の会員を獲得した。

マックスブログは「村ぶろ」をベースに開発。無料でブログが開設できる「ブログポータルサイト機能」のほか、「ショッピングカート機能」、「ミニポータルサイトが運営できる「ブログビレッジ機能」などを兼ね備え、地域密着型コミュニティをつくるために必要な機能が盛り込まれているという。

月額利用料は8万円から。この一部がライセンスフィーの形で村に支払われる。村は日本唯一の飛び地の村。

問合せは同社(電話0739・23・2077)へ。

兵庫県 沖ノ原
全職員が
ノーマイカーデー

町は4月から毎月第三金曜日を「ノーマイカーデー」とし、全職員を対象に通勤時の自家用自動車の利用を自粛する運動をはじめた。

4月1日の定例庁議で提案され、自粛を決めた。町は那覇市から約10キロにあるが、職員の中には通勤や子どもの送迎が不便になるなどの不満の声も出た。しかし、京都議定書による温暖化効果ガス削減で町も2008年度末までに実行計画の策定が求められているほか、4月1日から特定健康審査、いわゆる「メタボ検診」がスタートしたこと、職員の運動不足解消も狙いに導入した。

なお沖ノ原ではTMD(交通需要マネジメント)の一環として時差通勤や共同輸送配送などを実施しており、87年から毎月1日・20日をノーマイカーデーとしている。

「市町村長防災危機管理ラボ」のご活用を！

(財)消防科学総合センターでは、市町村防災研修事業の一環として、災害対策の先頭に立つ市町村長のみなさまに災害対応の必須ノウハウ(「災害発生時の行動」「マスコミ対応」)や災害体験首长による体験談等をお伝えするため市町村長防災危機管理ラボ(「防災講演会」)を開催しています。

これは、都道府県を単位として、都道府県、町村会、市長会等関係団体の協力を得て開催しております。春秋の定例会の一環として実施するなど柔軟な開催も可能です。また、会場費及び講師の謝金、旅費等につきましては原則として当センターが負担いたしますので、是非ご活用ください。

市町村防災研修事業の7つの柱

1 市町村長防災危機管理ラボ

市町村長が災害発生時にリーダーとしてより適切な災害対応を行えるよう判断の柱となる情報を提供。

2 市町村職員防災基本研修

防災担当の市町村職員に対して災害対応業務に必要な最低限の知識やスキルを提供。

3 市町村防災力強化出前研修

市町村の持つ実践的な災害対応力を強化するため、各種演習を実施。

4 図上訓練体験研修

市町村の持つ実践的な災害対応力を強化するため、市町村職員等に対して図上訓練手法を提供。

5 図上訓練指導員養成研修

図上訓練体験研修を指導しうる指導員を養成。

6 防災啓発研修

防災・国民保護に関する知識の普及。

7 防災e-ラーニング

インターネットを通じ、災害の基礎知識、いざという時役立つ知識、災害応急対策等防災知識・スキルを修得。



【問い合わせ先】

(財)消防科学総合センター 黒田・齋藤

〒181-0005 東京都三鷹市中原3丁目14-1

電話 0422 49-1113

随 想

随 想

栃木県町村会長
高根沢町長

高橋 克法

郷土料理の岩窟王「しもつかれ」



我が郷土料理「しもつかれ」ほど、かわいそつなものはない。見た目の醜さ故に、他県から移り住んだ人々からは、

「人間の食べるものではない!」「駅のホームにこれを撒いたら...?」「ビニール袋に入れて持ち歩かないで!」

などと言われ放題なのである。学校給食でも年に一度は必ず出すのだが、その食べ残したるや、年間ランキングトップの座は動かない。私は密かに「しもつかれ」のことを、郷土料理の岩窟王エドモン・ダンテスと呼んでいる。「しもつかれ」は節分の後の初午の日に作る。節分でまいった残りの豆を使い、正月に食べた塩鮭の頭、油揚げ、冬の寒さでスが開いた大根とニンジン、を鬼オロシ()で下ろして加え、大鍋でコトコトと煮込んでいく。最後に酒粕を手でちぎって加え酒粕が溶けたら出来上がりとなる。塩鮭の塩分があるので原則として調味料を使う必要はないが、家々によって醤油や味噌、砂

糖を加えるのはもちろん、酒粕の量もちがう。したがって同じ味の「しもつかれ」は存在しない。「福は内、鬼は外」の元氣な掛け声が響き終わると、祖母は野菜保存のための室(むろ)から出てきた大根やニンジン、あかぎれの手でゴシゴシと鬼オロシで下ろし始めたものだった。

私の地元には「しもつかれ」をめぐることな話がある。「たんたん田んぼの高根沢」が文字通り「たんたん田んぼ」であった時代の話である。

農家の嫁は辛い。誰よりも早く起き、誰よりも遅く寝る。家事全般、農作業、義父母はもちろん亭主の兄弟の面倒、さらには自分の子供の面倒も見なければならぬ。当時は子沢山が当たり前だった。

実家の父、母は息災だろうか。まだ幼い弟妹達は元氣だろうか。そんな思いが募っても容易に里帰りなどできるわけがない。年の暮れ、いちおうの新年の準備が終わると、一日いや半日だけの短い時間里帰りが許される。手には

歳暮の塩引き塩鮭()。里の両親を前に、「父上様母上様、お久しぶりでございます。おかげさまで私も今年一年、嫁ぎ先で元気に暮らすことが出来ました。」

と云って歳暮の塩引きを差し出す。手は霜焼けとあかぎれで真っ赤である。娘の苦労は何も言わなくても分かる。手を見ただけで両親は胸がいっぱいになって涙が込み上げてくる。しかしその手を前にしても娘に優しい言葉をかけることは出来ない。優しい言葉を少しでも口にしてしまったら、堰き止めておいた思いを止めることが出来なくなるからだ。ただ心の中で、「おまえの母も同じだった。祖母もその前もず〜と嫁はそんな手をして生きてきた。耐える、耐えるしかないんだ。」と念じるしかなかったのである。

短い里帰りが終わって娘は嫁ぎ先へと帰る。あとに残ったのは娘の持ってきた塩引き。当時塩引きは決して安いものではない。それだけに娘の一年間の苦労の結晶でもあったのだ。それを台所の力マドの上に掛け大切に毎日少しずつ食べる。そして節分の頃、掛けてあった塩引きは頭と背骨と尾っぽだけになる。それを材料にして「しもつかれ」を作る。父と母は、娘の心中を噛み締めながら食べる。声に出して泣きたいくらい娘への思いに堪えながら食べる。鮭の頭から染み出した塩分はちよつど涙の味がするのだった。

岩窟王「しもつかれ」の過酷な歴史がお分かりいただけただであらうか。然るに近年、この岩窟王が俄かに脚光を浴び始めている。平成十五年、みのもんだ氏は氏の番組の中で「しもつかれ」を長寿食として絶賛した。直後に宇都宮市の食品会社には注文が殺到し、生産が追いつかないほどだった。栃木県出身の作曲家船村徹先生は「ご先祖さまが編み出した素晴らしい生活の知恵。栃木弁同様、温かい味がする。栃木の文化の代表だねえ」(下野新聞より)とおっしゃっている。「しもつかれ」を七軒食べ歩くと中気にならない「なるべく多くの家のしもつかれを食べると無病息災である」これは古くから伝えられてきた言葉でもある。

本来、命を繋ぐ食物にはそれにかかわった人の数だけ物語があった。我々は食物と一緒にそのドラマをも食べ、生物としての命を繋ぐだけでなく人間にのみ許された「心」をも繋いできたのである。

「食育」とはなにも難しいことではない。食物を物としての栄養素としか捉えない栄養学によって我々が忘れ去られてしまったことを、日々の生活の中に取戻せばいいだけなのである。

鬼オロシとは目の粗い竹製で、普段使っている下ろし金の親分のようなものである。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱5%割引の適用はありません。)



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・保険期間1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名 カローラアクシオ
型式 ZRE144 (車両クラス4)
初度登録 平成19年1月 (新車割引あり)
年齢条件 30歳以上担保
運転手限定 家族限定
共済(保険)金額 285万円

加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件 (割引適用済)	68,290円	56,920円
(通常新規で加入する場合)	113,820円	94,870円
車対車+A (割引適用済)	33,320円	27,770円
(通常新規で加入する場合)	55,530円	46,280円
限定A (割引適用済)	—	15,380円
(通常新規で加入する場合)	—	33,320円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成19年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成19年10月22日 SJ07-06532